

# 非核の政府を 求める大阪の会

非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉  
 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)  
 TEL.06(6765)3032 FAX.06(6765)3033  
 URL・https://hikaku-osaka.jp/  
 E-mail・hikakuosaka@hotmail.com  
 hikaku-osaka1986@kind.ocn.ne.jp



第198号 2020年7月1日

## ニュース

### 被爆者の救済を優先する

# 非核の政府を!

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後、大阪では立続けに、2つのノーモア・ヒバクシヤ訴訟判決がありました。以下内容報告をします。

1 大阪高裁第2民事部5月27日判決(敗訴)

原告(控訴人)のAさんは、大阪地裁で敗訴し、控訴しましたが、高等裁判所で控訴が退



けられました(Aさんの敗訴)。

判決の問題点は、一つには、被爆者の被曝状況について、極めて厳格な証明を求めて、当事者の証言だけでは一切事実認定を行わないという点があります。

Aさんは被爆後、8月15日には爆心地付近を通過して避難をしたことを証言し、地裁でもこれは認められていました。ところが高裁は本人の証言以外、証拠がないであるとか本人の記憶も正確性に疑いがある、伝聞であるとして、これを否定しました。原爆被爆後、現在で75年が経ちます。Aさんは3歳の頃に被爆をしました。7

0年以上前、当時3歳だった頃の精緻・正確な記憶を求めるのは不可能と強いるものと言ふべきであり、被爆者の救済を旨とする法の趣旨に反する態度と言えます。今までの原爆症集団訴訟ノーモア・ヒバクシヤ訴訟では、積極的に客観的資料等に矛盾するものではない限り、当事者の記憶に基づいて事実認定がされてきたものであり、今回の裁判は被爆者を突き放すような冷たい判決という印象を強く持ちました。

また、Aさんの疾病(前立腺がん)の放射線起因性についても、今までの裁判例からは異質な判断をしました。今までの同種裁判では、放射線量評価の数式には一定の限界があり、機械的にこれを適用するべきではなく、また被爆者は初期放射線の外部被曝だけではなく、残留放射線の内部・外部被曝をしている可能性も考慮に入れて、被爆状況や被爆後

の行動や、その後の健康状況を総合的に考慮して放射線起因性を判断すべきとされてきました。本判決では、このような判断基準の総論については、今までの判決を殊更に違った表現はないものの、いざAさんの放射線起因性の判断では、放射線の線量評価式であるDSO2を持ち出して、推定被曝量は0.2ミリグレイであると指摘し、健康に影響を与えるものではないと、まさに「機械的」に数値を適用して結果を導いています。これは2000年7月に下された松谷訴訟最高裁判決以来、今まで全国の裁判所で積み上げられてきた放射線起因性の司法判断の到達点を顧みない、誤った判決と言わざるを得ません。このような判決を確定させるわけにはいきません。Aさんは上告及び、上告受理申立を行い、最高裁での判断を求めることとしました。一層のご支援をお願いします。

- 【非核五項目】
- ① 全人類共通の緊急課題として核戦争防止、核兵器廃絶の実現を求める
  - ② 国是とされる非核三原則を厳守する
  - ③ 日本の核戦場化へのすべての措置を阻止する
  - ④ 国家補償による被爆者援護法を制定する
  - ⑤ 原水爆禁止世界大会のこれまでの合意にもとづいて国際連帯を強化する

す。

2 大阪地方裁判所第2民事部6月3日判決(勝訴)

原告のBさんは4歳の時に長崎の爆心地から約3.6kmの場所で被爆し、翌日親戚を探しに母に連れられて爆心地近くを歩き回りました。被爆後は数々の病気になる、72歳で乳がんの摘出手術を受けて、3年後再発した乳がんについて原爆証の申請をしました。Bさんと一緒にいた家族(両親・兄・弟)も、がん等原爆症と思われる病気で既に他界しています。

これまでの裁判所であれば、何の問題もなく原爆症と認められる

事案ではありますが、地裁第2民事部は、最近の判決で立続けに放射線被曝を過小評価し加齢等他原因を殊更に重視して放射線起因性を否定する判断を下してきました。今回も樂觀はできないものと考えていましたので勝訴を聞いて、安堵したのが正直なところでした。しかし、よくよく考えてみればBさんの事案は勝訴して当たり前であるばかりか、本来裁判までせずとも厚生労働省が原爆症を認定していて当たりまえの事案であったのです。またBさんを原爆症と認めるのであれば、同じような状況である他の被爆者数人について、これまで訴えを棄却してきた裁判官の判断の当否が改めて問われるのではないかと強く思いました。誤りを正さない行政と、行政に追随する司法により、ヒバクシャは今も苦しめられているのです。Bさんの事件について国は控訴断念。確定

敗戦を迎えた1945年、サハリンの地では日本兵は、敗戦を知らされることなくソ連軍とのし烈な戦闘を強いられた。まさに日本の軍部と政府の手によ



**抑留者が残した旅**

をしました。Bさんはノーモア・ヒバクシャ訴訟近畿訴訟のなかで、最後の地裁判決でした。Bさんの勝訴をバネに、高裁・最高裁でのヒバクシャたちの法廷闘争を勝利に導きたいと考える次第です。ご支援よろしくお願います。\*\*\*\*\*ウズベキスタンの④

つて「棄民・棄兵」が行われたのだ。実はウズベキスタンでも同様に「棄民・棄兵」が行われていた。関東軍司令部に裏切られた日本兵は、ソ連兵が「トウキョウ・ダモイ」(東京へ帰還だ)というので「内地に戻れる」と思った。しかし、敗戦後の約2カ月の間に、シベリア、中央アジア、ヨーロッパロシア、極北・外モンゴルなど、約2000の収容所に移送されることとなる。これが一般的に言われるシベリア抑留だ。

日本の関東軍参謀本部が、「日本の捕虜をソ連軍の経営にお使いください」という申し出をしてきたことで、この「抑留」が生まれたという。ウズベキスタンにも約2万5千人が送られ、その痕跡はナイヴォイ劇場(上の写真)や数多くのダムに残っている。そのことを見聞するのがこの旅の一つの目的であった。首都タシケント市に

ある1400席を有する煉瓦作り3階建てのビザンチン風建築のオペラハウスが「アリシエル・ナヴォイ劇場」だ。建物内部にはいくつかの広間やパティールームがあり、壁装飾は中央アジアの各地域の特色の文様を生かすよう工夫されている。このオペラハウス建設に抑留者が携わった。オペラハウスの建設開始後、第二次世界大戦に突入。そのため、土台と一部の壁、柱などがつくられた状態で工事はストップした。大戦後、ロシア革命30周年に間に合わせるべく、建築に適した工兵457人の日本兵(抑留者)が強制的に集められ工事にあたったという。捕虜でかつ抑留を強いられ、中央アジアの最果ての国に送り込まれた日本人はドイツ兵捕虜があきれ返るほど勤勉に働いたという。

「日本人捕虜が建てたものである」と説明されていたが、ソ連からの独立後、大統領に就任したカリモフ大統領は「ウズベクは日本と戦争をしたことがないし、ウズベクが日本人を捕虜にしたこともない」と指摘し、「捕虜」と使うのはふさわしくないと96年に新たなプレートに作り変えられた。「1945年から1946年にかけて極東から強制移送された数百名の日本国民が、このアリシエル・ナヴォイ劇場の建設に参加し、その完成に貢献した」とウズベク語、日本語、英語、ロシア語の順に刻まれている。

劇場裏手の記念プレートには以前はウズベク語とロシア語、英語

日本人墓地や「日本人抑留者追悼碑」(ヤツカサライ墓地内)の近くにジャリル・スルタンフ氏を訪ねた。彼は、ナヴォイ劇場(上の写真)の建設秘話やそれ以外にも水力発電所や工場、学校建設の話など、聞くに及んで勤勉な日本人抑留者の話などを資料として残そう

と、91年、国の独立を機に、日本人ゆかりの収容所や墓地などの資料や証言を収集。それらを98年、私財を投じて「日本人抑留者記念館」を開館し、運営を続けてきた。

館内には、抑留当時の写真や資料のみならず、抑留者が現地の人に贈った手作りのゆりかご(右写真)や肖像画など、抑留された日本人と当時のウズベク市民の交流を物語る貴重な品々が展示されている。お茶まで用意いただき、スルタンフさんの大歓迎に参加者の重い気持ちに少し救われたような気がした。(日本コリア協会 飯田光徳)



と、91年、国の独立を機に、日本人ゆかりの収容所や墓地などの資料や証言を収集。それらを98年、私財を投じて「日本人抑留者記念館」を開館し、運営を続けてきた。

新常任世話人を紹介し  
ます

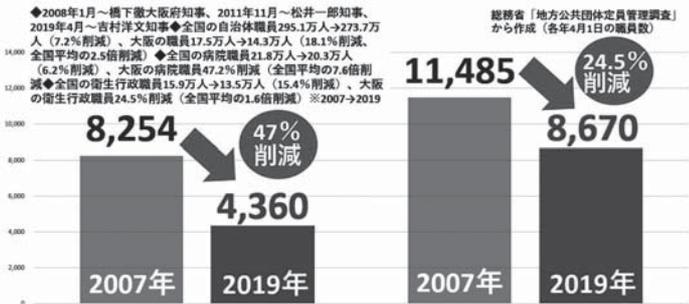


藤永延代さん(おおさ  
か市民ネットワーク代  
表)

今、コロナ対策で、PCR検査ができないのは、保健所の仕事が遅いからだとか、色々批判されていますが、これ、小泉政権時代の「地方自治改革」による、公衆衛生業務潰しの結果です。例えば保健所。それまで、全国に845保健所があったのですが、これを470ヶ所にまで減らしました。大阪市では、各区ごと24あった保健所を、何と1か所に減らしました。昼間400万人にもなる大都市大阪です。

最近、TVに散々登場している維新の吉村大阪府知事。この人、大阪市長時代に、二重行政のムダ!だと言つて、大阪が誇つてきた「大阪府公衆衛生研究所」と「大阪市環境科

### 維新が大阪の医師・看護師など病院職員を47%削減 コロナに対峙する衛生行政職員を24.5%削減した



学研究所」という役割の違う二つの研究機関を一つに潰し、おまけに府の直轄事業から切り捨て、独立行政法人という別組織にすることを推進したので。コロナ問題が発生したとき、別組織ですから、職員の動き一つにも、いちいち申請書が必要で、事務煩雑になり、それが初動の遅れの要因の一つだと思つています。

元市職員のFさんが作られた実在の確かな資料です。医師・看護師など病院職員の47%、保健所や研究機関など衛生行政の職員を24.5%も減らしています。「大阪方式」と言うなら、「健康の自己責任」など新自由主義的発想を根本から見直し、「カジノより公衆衛生」、「万博より防災」都構想より住民福祉への転換が前提でしょう。

#### 医師・看護師など病院職員数

私は、1995年に立ち上がった「保健所を守る大阪市民の会」で、公衆衛生の充実を求め運動に参加してきました。その経験から言う

#### 衛生行政職員数

と、吉村氏の背景には、潰されたと言えども、経験豊富な二つの研究機関の優秀な職員研究者の、必死の働きがあることを忘れたくありません。

### 被爆75年2020年原水爆禁止世界大会は

・・・史上初 WEB 世界大会開催・・・



◇国際会議  
8月2日  
\*開会・第一セッション・第二セッション(パネル討論)  
◇世界大会(広島デー)  
8月6日(木)  
\*主催者挨拶・ゲストスピーカー発言・セッション1(核兵器のない世界への共同)、セッション2(日本と世界、草の根の運動の交流)・文化プログラム・広島からのよびかけ  
◇世界大会(長崎デー)  
8月9日(日)  
\*主催者挨拶・ゲストスピーカー発言・セッション1(核兵器のない世界への共同)、セッション2(日本と世界、草の根の運動の交流)・文化プログラム・広島からのよびかけ

◇形式 ZOOMウェビナー方式+YOUTUBEライブ配信  
時間 午前10時～午後3時

◇世界大会(長崎デー) 8月9日(日)  
\*主催者挨拶・ゲストスピーカー発言・セッション1(核兵器のない世界への共同)、セッション2(日本と世界、草の根の運動の交流)・文化プログラム・平和の波」終結宣言  
大阪においては、原水爆禁止2020年大

### 着々と広がる核兵器禁止条約批准国



6月6日、アフリカのレソトが批准しました。批准国は38か国です。条約発効の要件である50か国まで、残り12か国。核兵器保有国や核の傘諸国の妨害をのりこえて批准国は着々と増加しています。人類の安全保障、人道に核兵器は認められない、との当たり前の考えが多くの世界の人びとに共感となっています。

阪集会を実施します。  
日時：8月6日(木)  
午後7時～8時30分  
場所：エルおおさか南館南ホール  
企画：WEB世界大会視聴(録画編集)、大阪原水協行動提起・各界決意表明  
日時：8月9日(日)  
午前10時半～  
場所：難波高島屋前&天王寺東口駅前で署名宣伝行動、11時02分全員黙祷で「平和の波」終結

## 被爆75年の非核意見広告

**ポスター**

の発行について

テーマ：この子たちに渡そう！核も、気候危機も、コロナ禍もない地球を

サブタイトル：核兵器禁止条約を批准する政府を！！

図案：笑顔の子どもたちの写真

<お願い>

上記の趣旨にあった楽しそうな子どもたちの写真を会員の皆さんのお子さんお孫さんなどの写真をポスターにしたいと考えています。(保護者の同意が必要です。)

公募：7月30日まで 非核の事務局に申し込んでください。

応募者多数の場合、常任世話人会で選定させていただきます。

写真の形式は「プリント」でも「JPEG」などのデータでも結構です。

意見広告ポスターの申し込みは：個人1口1000円、団体1口3000円

申し込み期限：11月末

2020年6月3日

【資料紹介】

## ノーモア・ヒバクシャ訴訟大阪地裁判決についての声明

ノーモア・ヒバクシャ訴訟近畿原告団・全国弁護団ノーモア・  
ヒバクシャ訴訟近畿弁護団・全国弁護団連絡会  
ノーモア・ヒバクシャ訴訟支援近畿ネットワーク

本日、大阪地方裁判所第2民事部(三輪方大裁判長-森鍵一裁判長代読)は、ノーモア・ヒバクシャ訴訟について、原告の原爆症認定申請却下処分を取り消すとの判決を言い渡した。

本件訴訟は、4歳10ヶ月で長崎原爆の爆心地から3.6キロメートルの地点で直爆を受け、その後、10日から11日にかけて親族の捜索のため三菱兵器工場付近に入市した女性の原爆症認定申請却下処分を争った事件である(申請疾病は乳がん)。

判決は、原告が、入市したことは否定したものの、爆心地から3.6キロメートル地点に滞在して、粉塵上の放射性物質を体内に取り込んだことを認め、かつ、その後約1ヶ月間原告が、被曝によりひどい火傷を負った叔父の看病を手伝ったこと等を認めて、原告が放射性粉塵を体内に吸収したり、誘導放射線に曝露した可能性を肯定した。また、個人的危険因子として加齢と肥満を上げつつ、その影響は決定的でないとして、原告の申請疾病の放射線起因性を認めた。

本判決が、放射線被曝線量の推定方法や放射性物質を体内に取り込んだ場合における人体への影響の度合いについては、いまだ確立されておらず、定量化された被曝線量を現時点で明確に示し得ないとしても、放射性起因性の判断はできると判示したことは、当然のことながら、重要である。

本件について、厚生労働大臣は、当然に認定がなされるべき事案について、新しい審査の方針を機械的にあてはめて、わずか100メートルの相違を根拠に、認定申請を却下し、長年にわたり、争い続けてきた。厚生労働大臣の本件処分における態度は、被爆者援護法の精神に反し、到底許されない。

2017年に国連総会で採択された核兵器禁止条約について、国は唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約の調印・批准をし、核兵器の非人道性を世界に訴えるべきである。その出発点となるのが、被爆者の声であり、被爆の実相である。にもかかわらず、国は批准せず、破綻した原爆症認定制度の運用にしがみつき続けている。

このような被爆者の現状を踏まえ、国は被爆者の立場に立って原爆症認定行政を根本的に転換すべきである。

判決にあたり、ノーモア・ヒバクシャ訴訟原告団、全国の被爆者および弁護団は、国、厚生労働省および裁判所に対して、以下のことを求める。

(国および厚生労働省に対して)

- 1 「新しい審査の方針」の誤りを認め、これを変更し、全原告を救済すること
- 2 被爆者が「裁判をする必要がないように」被爆者援護法と原爆症認定の在り方を抜本的に改め、被爆者の命あるうちに問題を解決すること
- 3 唯一の原爆被爆国として核兵器の非人道性を国際世論に訴え、核兵器禁止条約に加入し、核兵器廃絶国際運動の先頭に立つこと

(裁判所に対して)

- 1 被爆の実相を直視し、被爆者の主張を真摯に受け止め、公正な判断を下すこと。

以上